

令和6年度

議会改革特別委員会所管事務調査

報告書

所管事務調査テーマ

- 1 つがる市議会議員政治倫理条例について

平川市議会

- 1 調査日時 令和6年10月24日(木) 午前9時30分から午前11時
- 2 場 所 つがる市役所3階 委員会室
- 3 出席委員 葛西勇人 委員長 葛西厚平 副委員長
中畑一二美 委員 小野 誠 委員 水木悟志 委員
(オブザーバー 石田隆芳 議長)
- 4 欠席委員 原田 淳 委員
- 5 説明者 つがる市議会 木村良博 議長
佐々木慶和 議会運営委員会委員長
つがる市議会事務局 山口淳史 事務局長
三上雅弘 議事総務課長
福士寿幸 議事総務課長補佐
- 6 出席職員 議会事務局 今井匡己 事務局長
- 7 調査内容 つがる市議会議員政治倫理条例について

8 調査目的

青森県内でいち早く政治倫理条例を制定したつがる市議会を視察し、以下の事項を調査する。

- (1) つがる市議会議員政治倫理条例制定に至る経緯・過程について
- (2) 条例を制定するにあたり、どのようなところへ視察したか。
- (3) 制定する際にどのようなことに苦労したのか。

9 調査結果

- (1) つがる市議会議員政治倫理条例制定に至る経緯・過程について

議員の政治倫理条例は、一般的には、地方自治の政治倫理を確立していくことで、議員が公正な職務執行をなすことにより議会運営が適正に行われることを目指して、各地方自治体の議会が独自に定めている。

これは、昭和58年に大阪府堺市議会において、「収賄事件で有罪判決が確定した一市議の居座り」問題をきっかけに、全国で初めて制定され、その後に全国の地方自治体の議会に広がっていった。

今般、地方の時代を迎え、議会が市に及ぼす権限も増々拡大し、その権限の行使に当たっては、これまで以上に議員みずからが公正公平な立場に立ち、市民に信頼される議会作りが求められることに鑑み、つがる市議会では、議員に関する政治倫理条例を制定するに至った。

制定に至る過程としては、平成24年9月に7名の委員で構成する議会改革検討特別委員会を設置し、以降4回の審査を経て、平成25年3月定例会において、「つがる市議会議員政治倫理条例」を制定し、同年4月1日から施行された。

その後、平成26年12月（委員定数の見直し）、平成30年12月（委員定数の見直し）、令和6年3月（ハラスメント禁止条項追加）、令和6年6月（議員の兼業の報告義務条項追加）の4回の改正を経て現在に至っている。

(2) 条例を制定するにあたり、どのようなところへ視察したか。

▽研究した主な自治体

モデル条例の他、一般的・特徴的な市議会の条例の比較を実施した。

・ 条例参考先例市

福山市議会、登別市議会、新宿区議会、大阪市議会、宝塚市議会、
新見市議会、藤井寺市議会、熊本市議会、浜田市議会、流山市議会、
小群（おごおり）市議会、鉾田市議会

・ 審査会参考先例市

阿波市議会、流山市議会、富山市議会

※主に「政治倫理基準」、「請負等の制限（辞退等）」「政治倫理審査会」、「住民・議員の調査（審査）請求」に係る事項を中心に条例が組み立てられていることを学んだ。また、議員より納税報告規定を記載すべきとの声が多かったため、その条項内容について参考とした。

▽先進地視察先

・ 北海道白老町議会

※白老町は、つがる市と姉妹都市として交流しており、また白老町議会は議会改革の先進地でもあることから調査を実施した。

(3) 制定する際にどのようなことに苦労したのか。

以下の点に苦慮した。

ア 規定する内容・範囲について

厳しく規定すると、議員の政治活動に影響が出かねないため、その調整に苦慮した。特に、兼業の禁止規定については、先進自治体の事例のように厳しく規定すると議員のなり手もいなくなる恐れもあることから、兼業の報告義務（第5条）までとした。

イ 第4条（納税報告の義務）の規定について

これについて規定しなくてもよいとの声もあったが、条例制定前に一部議員

に納税滞納者がいたこともあり、「納税義務を果たしていない人が議員をやる資格はあるのか。」という根本的な理由から、あえて規定することとした。

質疑応答

問1 兼業禁止規定について、令和4年12月の地方自治法改正で地方議員の兼業禁止規定（第92条の2）が改正され、議員個人による請負について、一会計年度の取引額の合計が300万円以内であれば、兼業禁止規定に抵触しない、となったが、あえて第5条（兼業の報告義務）を規定した理由は。

答1 議員が、ふるさと納税返礼品や地元食材の提供などの個人農家やNPO法人の代表として市と直接契約している場合などもあることを想定し、あえて300万円を超える契約をしないように警告する意図で、あえて規定をしている。

問2 つがる市議会議員政治倫理審査会を常設とした理由は。

答2 審査会を常設とするか、審査の請求があった場合に設置するかを協議した結果、全国的に後段の議会が多いが、人選等で混乱し、設置に時間を要する恐れもあるため、常設することとした。

問3 問責制度を規定することについて、議論はあったのか。

答3 特に議論はなかった。

10 調査所感（葛西 勇人 委員長）

政治倫理条例策定においてもっとも留意しなければならない点は、議員の活動をどこまで規制し、基準を設けるかがポイントとなる。つがる市議会でも同様で、規制し過ぎると議員の政治活動に影響が出かねないので、その調整に苦慮したとのことであり、その点は共有できた。

具体的な規定については、当委員会では規定を見送った「納税報告の義務」や「兼業の報告義務」を、つがる市議会にて規定した理由をご教示いただいたので、再度委員会内で協議したいと考えている。



つがる市役所にて